

保護者 様

磐田市 幼稚園保育園課

季節性インフルエンザによる出席停止の手続きについて

季節性インフルエンザに罹患した場合の出席停止に関わる登園再開の判断や手続きにつきましては、令和元年度に「インフルエンザ罹患証明書を病院で受け取り、保護者が体温記録表を記入することで登園再開日を確認する」としていました。しかし、今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性があり、外来医療機関のひっ迫が懸念されています。そこで、今年度よりインフルエンザ罹患証明書を廃止し、下記のように手続きの一部を変更いたします。

季節性インフルエンザによる出席停止の手続きにつきまして、改めて御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

お子さんにのどの痛みや発熱などの症状の発症があり、医療機関を受診

↓

インフルエンザと診断された場合は、
保護者は園にインフルエンザにかかったことを電話連絡し、

園で指定される方法にて、インフルエンザ経過観察表（体温記録表）を作成する。

↓

発症後5日かつ解熱後3日が経過したら、登園する。

園で指定される方法にて、発熱・解熱の経過を報告する

※医師の指示に従い、お子さんが安静に休めるようにしてください。

※登園許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

※熱が下がらない場合や気になる症状等がある場合などは、かかりつけ医を再受診してください。

※週末や夜間に医療機関を受診したときは、次の平日に園へ電話連絡してください。